

(第一類 第二号)

衆議院

法

務

委

員

会

議

錄

第

十

号

(一六〇)

平成十年四月二十四日(金曜日)  
午後二時三十四分開議

出席委員

委員長 笹川 嘉君

理事

鶴下 一郎君

理事

八代 英太君

理事

北村 哲男君

理事

達増 拓也君

理事

奥野 誠亮君

理事

下村 博文君

中川 秀直君

枝野 幸男君

佐々木秀典君

漆原 良夫君

木島 日出夫君

出席國務大臣

法務大臣

出席政府委員

法務大臣官房長

法務省民事局長

法務省人國管理

局長

出席外の出席者

警察庁生活安全

局薬物対策課長

樋口 建史君

同(池田元久君紹介)(第一五四六号)

同(石毛鏡子君紹介)(第一五二一号)

同(大野由利子君紹介)(第一五二二号)

同(中川智子君紹介)(第一五三号)

同(藤田スミ君紹介)(第一七二二号)

同(東中光雄君紹介)(第一七二二号)

同(藤木洋子君紹介)(第一七二三号)

同(藤田スミ君紹介)(第一七二四号)

同(松本善明君紹介)(第一七二五号)

同(矢島恒夫君紹介)(第一七二六号)

同(木島日出夫君紹介)(第一七二六四号)

同月二十四日

裁判所速記官制度を守り、司法の充実・強化に

関する請願(木島日出夫君紹介)(第一六七二号)

選択的夫婦別姓の導入など民法改正に関する請

願(細川律夫君紹介)(第一一八八九号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法

案(内閣提出第一〇一號)(參議院送付)

同月二十一日

出入國管理及び難民認定法の一部を改正する法

案(金田誠一君紹介)(第一六七四号)

同(吉井英勝君紹介)(第一五四五号)

同月二十一日

出入國管理及び難民認定法の一部を改正する法

案(内閣提出第一〇一號)(參議院送付)

同(吉井英勝君紹介)(第一五六四号)

同(吉井英勝君紹介)(第一五六四号)</

國るため、我が國が承認した外國政府以外の地域の権限のある機関が発行した文書を出入国管理及び難民認定法上の旅券として取り扱うことができるように、同法の一部を改正することを目的とするものであります。

次に、この法律案の主要点について御説明申し上げます。

第一は、現在、出入国管理及び難民認定法上の旅券としている日本国政府、日本国政府の承認した外国政府または権限のある国際機関の発行した旅券等のほか、政令で定める地域の権限のある機関の発行した旅券等に相当する文書を同法上の旅券の範囲に追加することとなります。

体的には、旅券の定義にかかる政令を含む、出  
入国管理及び難民認定法の規定に基づく命令の制  
定または改廃に伴い必要とされる経過措置をその  
命令で定めることができるよう、当該措置に係る  
委任規定を設けることになります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○ 笹川委員長 これより質疑に入ります。

ます。枝野幸男君。

○枝野委員 今回の法改正は、今提案理由の御説

明治五十年

えないので、思ひます、台湾からの日本への

入国者  
の皆さん

大変手間のかかる

二三九

總統を初めいろいろ

新編江戸川

回、おくればせな

いうことは大変結構なことではないかといふやうに思つております。

ただ、台湾地域、中華民国の皆さんとの関係に  
関しましてはまだいろいろと問題点があるのではないかと思いますので、そうした点を幾つか  
お尋ねしていきたいと思つています。  
まず最初に、これは通告をしておりませんでし  
たが、簡単なことなのでおわかりになるかと思いま  
す。施行期日が公布の日から一ヶ月を経過した  
日ということでございますが、実際にこの新法に  
基づく扱いもこれぐらいの期間で、施行の日から  
すぐぐらになされるというふうに思つていてい  
いのでしょうか。  
○竹中政府委員 これは、施行までに大体一ヶ月く  
らい置いておきませんと、私どもの地方の各入管管  
理に徹底するということをござりますし、それからラ  
在外公館にも徹底するということをござりますも  
のですから、一月はぜひ置いておきたいということで  
置いた次第でございます。  
○枝野委員 さて、今回の法改正で、結果的に適用  
になるのはほぼ中華民国国籍を有する皆さん、  
中華民国のパスポートを持った方との関係になる  
と思いますが、今回の改正の結果として、北京政  
府の支配下にある皆さんと台北政府の支配下にあ  
る皆さんとの出入国際の手続、あるいは日本国籍  
内にいらっしゃる場合での扱いというのは対等にい  
なるというふうに考えてよろしいのでしょうか。  
○竹中政府委員 台湾護照が入管法上有効な旅券  
として扱われることになれば、その所持人と中華  
人民共和国政府発行の旅券の所持人とは、我が國  
の出入国手続上、同様の手続によつて行われると  
いうことになります。  
○枝野委員 いわゆるビザの免除というのがある  
と思いますが、これについてはどういう扱いにな  
りますでしょうか。  
○竹中政府委員 委員の御指摘になつた問題は査  
証免除という問題かだと思いますが、査証免除につ  
きましては、「国際約束若しくは日本国政府が外  
国政府に対して行つた通告」によつて定めるとい  
うことになつてござります。国際約束というの  
は、当然のことながら、國家と國家または国際機

関との間の国際法上の関係を規律する合意をいふものでござります。それから、外国政府に対する通告、これも非常に明らかでございまして、そういうことで、台湾につきましては査証免除を行ふということです。日本人が台湾に行くときには査証免除ですが、日本人が台湾を行くときには査証免除があるのじゃないでしょうか。

○竹中政府委員 そのよう伺っております。

○枝野委員 基本的には、この査証免除の扱いといふのは、相互主義とでもいいましょうか、ファーティー・ファイフティーの関係でやつていくのが普通だというふうに聞いておりますが、そういうことから考えますと、実質的に日本人が台湾を訪ねる場合には査証免除がありながら、台湾の方が日本に来るときには査証免除がないというのは、大変アンバランスではないかというふうに考えております。

先ほどの御答弁もございましたが、出入国管理法の六条でしょうか、ここがある以上は、台湾の方に対する査証免除はできないという法律解釈でよろしいわけですか。

○竹中政府委員 委員のおっしゃるとおりでございます。

○枝野委員 わからなければしようがないと思うのですが、いわゆる国際約束で、台湾との間の国際約束というのは存在はないということになるわけですか。経済問題あるいは航空関係など、そういったところで台湾と国際約束をしているというケースはないのでしょうか。

○竹中政府委員 國際約束をどういうふうに定義するかという問題があつて、私はそれとともに、國家と国家との関係という角度から見た国際約束というものは、今の台湾に対する我が國の法的立場にかんがみ、存在し得ないということになります。

○枝野委員 そうしますと、現行法上、台湾の皆さんに査証免除をするのは難しいのかもしれません

さんが、先ほど申しましたとおり、実質的な問題として、我々が台湾に行くときには査証免除が与えられるのに、あちらの方がこちらに来るのに与えられないという状況は、これは早期に解消すべきではないかというふうに私は思います。

このことがいわゆる日中共同声明に反するかといえば、私はそこは違うのではないか、北京政府の方はいい顔はしないかもしれません、政治的な関係においては、中国の北京の政府を承認するという中であっても、台湾に実際に、日本との交流をしたい、日本にシンパシーを持つていただき方があるたさんいるという中で、相互に平等ではない関係というものは解消しなければならないのではないかと、いうふうに思います。

例えば、入管法の、「外国政府に對して行つた通告により」という条文になつておるようありますから、国際約束を台北政府とするということについては、北京の政府との関係があるかもしれないが、この通告の方の外国政府といふところに、今回の改正の条文で使つておりますような表現をうまく使いまして、政令で定める地域の権限のある機関に対しなどという条項を入れれば可能ではないかというふうに思ひますので、ぜひ御検討いただきたい。

答弁の仕方は難しいと思いますので、可能な範囲で結構ですので、よろしくお願ひします。

○竹中政府委員 査証免除の措置は、やはり一般的に國または国際機関を対象として実施しているというのが国際的な通例でございまして、この観点から、委員御指摘の方向での改正というのはなかなか難しいのじやないかと考えております。

○枝野委員 法律、制度は、そのためにあるのではなくて、それによつて我々の生活に便宜を圖るためにあるものでありますから、実質的に、政治的な難しさは十分わかっているつもりでおりますけれども、実際に台湾に住んでいらっしゃる人たちがいるということを前提にしながら物事を進めしていくいただきたいとお願いをしておきたいと思います。

台湾と並んで、同じようなことは言えないと思ひます。若干性質の近い話として、インドにチベットの亡命政権がござります。先日も、そこからダライ・ラマ法王が日本においでになりました。私も接見をさせていただきました。一昨年は、私自身インドのダラムサラという亡命政権のあるところまで参りましたして、法王とお会いをしてまいりました。

このインドに亡命をしておられるダライ・ラマ亡命政権のもとにいらっしゃるチベット人の皆さんが日本に入国をする場合の旅券の扱い、例えば、先日もダライ・ラマ法王がおいでになつたときの旅券の扱いはどういうふうになつておるのでしょうか。

○竹中政府委員 今おっしゃられたような方たちは、外国において何らかの理由で旅券を取得できないというケースだと思いますけれども、その居住先の國の政府、先ほど先生のおっしゃった例で申しますとインドになりますが、そこが自国民以外の者に対するいわゆる外国人旅券というものを発給する場合がございます。そういう場合には、私どもの入管法上の、これもやはり旅券の定義、二条五号でござりますが、そこで、「旅券に代わる証明書」というものを我々は旅券として認めているということが書いてございます。それに照らしまして、外国人旅券というものでもって、これを認めて上陸を認めるというやり方でこれらの人たちの入国を認めております。

○枝野委員 これは、相手方の要望があるのかどうかということ自体、私、確認をしておりませんので、抽象的な話になりますが、このチベットの亡命政権は、私、実際現地を見ておりますが、インドの国内にございまして、土地に対する支配は持つていませんが、人に対する支配は持つているという感じかなと。こういったところは、今回の改正の「政令で定める地域の権限のある機関」ということには当たり得るのか当たり得ないのかということはわかりますでしょうか。

○竹中政府委員 今回もダライ・ラマ法王がおいでになつたときの旅券の扱いはどういうふうになつておるのでしょうか。

○枝野委員 いや、現在のところ政令で定めるかどうかということではなくて、今のように亡命政権の場合は土地に対する支配がないわけで、この定義としての「地域の権限のある機関」というのにこうした亡命政権が当たり得るのかどうかということはどうなのでしょう。

○竹中政府委員 チベットのような場合には、その地域の住民は中国政府の発行する旅券を持つて渡航しているということでございまして、同地域の住民のみを対象として旅券に相当する独自の文書を発行する機関も存在しないと承知していますので、この法案に言う「政令で定める地域」には該当し得ないと考えております。

○枝野委員 理屈としてそういうことにならざるを得ないのかなということは思いますが、政治的にどういった政府を承認し云々ということについてはいろいろな考え方はあるのだろうと思います。国家として承認をするかどうか、あるいはその存在をどう位置づけるかということは別として、台湾の皆さんに対してもそうでしょうし、チベットの亡命政権の皆さんに対してもそうだと思います。

○森脇政府委員 我が國の國際私法規でありまつたといふに聞いておりますが、法王のようないらっしゃる皆さんは、主觀的には自分が中華民国の国籍を持つておられるところではござります。ただ、我が國が承認した國家以外の國

法として適用されることになるというふうに考えられるところでございます。

○枝野委員 これを法務省に聞いて答えるのがどうかわかりませんが、そういった例えれば事例等はあるのでしょうか。

○森脇政府委員 國際私法の關係では、結局裁判所でどういう法規の適用があつたかということをございますが、最高裁の判例として、今申しまして本國法の趣旨というものを説明したもののはございません。

○枝野委員 ただ、その場合に、我が國が承認していない國あるいは地域の法律が積極的に適用されたという事例は私、承知しておりませんが、昭和五十九年七月六日の最高裁第二小法廷判決、ここにおきましては、中国国籍であるからといって直ちに中国法を適用するのではなくて、台湾法適用の余地もあるので、その点を審理しなさいということでお戻した事例があるというように承知いたしております。

○枝野委員 今、最高裁の判決でもおわかりのとおり、日中共同声明は中華人民共和国政府と日本政府との共同声明であつて、これを否定するつもりはないし、こういった趣旨でいいのだと私は思つてますが、あくまでも政府対政府であつて、裁判所、司法機關というのは政府に入るのか入らないのか、定義の仕方なんでしょうけれども、こういう声明があつたからといって、裁判所が台湾法を適用することを否定してはいけないわけあります。

したがつて、物事は、こういったものは相対的なものだということを申し上げたい。政治的に、あるいは行政などの扱いにおいては、共同声明による限り、ここに言う本國法に当たり得るものだといふふうに解されています。

そこで、御質問に言つておられる台湾出身者の方々でございますが、こうした方々にもいろいろな状況にある場合を考えられるわけでございます。

そこで、御質問に言つておられる台湾出身者の方々でございますが、こうした方々にもいろいろな状況にある場合を考えられるわけでござります。

そこで、御質問に言つておられる台湾出身者の方々でございますが、こうした方々にもいろいろな状況にある場合を考えられるわけでござります。

そこで、御質問に言つておられる台湾出身者の方々でございますが、こうした方々にもいろいろな状況にある場合を考えられるわけでござります。

そこで、御質問に言つておられる台湾出身者の方々でございますが、こうした方々にもいろいろな状況にある場合を考えられるわけでござります。



の新聞では、例えば、九八年三月二十七日には「冷たすぎる日本の難民政策」という特集が載りました。また七月三十一日には「難民鎖国」崩せるか」という大きな記事も載っております。また、こしの三月五日には「日本は冷たい」と言い残し、難民認定されず出国」というある国の人の記事も載っております。こうして見ると、このままでは早晚、異常なまでに少ない難民認定数や入管収容施設の処遇実態について国際的な非難が高まるのは必至であるというふうに考えます。そこで、この問題に逐次、それぞれの上陸に伴う問題とか、あるいはその後の問題についてお伺いする前に、大臣にお伺いしたいと思います。

昨日の新聞によりますと、難民対策では国際的に非常に高い評価をしておられる国連難民高等弁務官の緒方貞子さんが、まだ仕事はたくさん残つていると、続投の意欲を示しておられるという記事が載りました。この緒方さんのことについて、昨年七月二十三日の朝日新聞夕刊の「素粒子」というコラムにこういふことが載つておるわけです。

アメリカが五千四百七十三人、スウェーデンが一千三百三十人、そして日本は一人。一体何の数字でしようか。これは、この緒方さんが人道小国に嫌みの一つも言いたかったところでしようけれども、彼女はこういうふうに淡淡と語られたと。これは朝日新聞の講演の席だそうです。

このUNHCRの調査によりますと、九六年の難民認定数はカナダは一万人、イギリスは三千人という報告もあります。それだけ四千人以上一万人です。これに比べて、日本はここ数年、一九九四年に一人、九五年に二人、九六年は申請者百四十七人に対してたった一人、そして九七年は申請者二百四十二人に対して一人との報告があります。これは驚くべき少い数だというふうに思えると思います。

大臣、このような状況は、難民条約の締結国として根本的な義務を履行していないと言われる状況と思われる、あるいはそう言われているよう

すけれども、どのようにお考えなのでしょうか。

○下橋葉國務大臣 お答えいたします。

今委員御指摘のとおりに、政府としては、昭和五十七年に難民条約及び同議定書が発効してから、難民の基本的な権利及び自由を保障するという観点から、同条約の規定を誠実かつ厳正に履行をさせてきてはいる、そのように思いますし、また、今後ともそのような適正な運用に努めなければならぬと思います。

ただ、委員が御指摘のように、確かに数は少のうございます。外国の数字を挙げられましたが、外國の入国申請している数なんか、五ヶ国の國もあるわけでございまして、例えばフランスなんかは一万七千人ぐらい云々、ドイツなんかもそうでござりますが、十四万幾らで何万人ということまで、一概に言えませんけれども、ただ、少ないと云うことは事実でございまして、だからその辺のところは実務的にいろいろ御議論いただくと思ってますけれども、検討する余地も十分ある、このよ

うに思います。

○北村(哲)委員 私は、法務大臣の在任中にぜひこの問題にメスを入れていただきたいと思うのです。

なぜ少ないかというのについては幾つかの問題点があるのであります。というのは、上陸に伴う問題で、上陸を拒否されたり、あるいは上陸防止施設の問題があつたり、あるいは、数が少ないので、ほかの国にはない日本独特の六十日ルール、六十日以内に申請しなければ全部却下してしまうといふものがあつたり、あるいは、難民申請中の者の地位とか処遇が非常に悪いとか、あるいは入管収容施設の処遇がまた悪いとか、さらに難民認定された後での地位や処遇が非常に悪い、こういふことをいって、日本はとても冷たいのだというふうに言い残して、日本で難民認定したいのだけれどもできずに、よその国に日本を経由して行つてしまふという事例が非常に多いので、時間のある限り、その点について逐次聞いていきたいと思いま

まず、上陸に伴う問題でござりますけれども、これは上陸時の難民認定申請希望者の取り扱いについての問題であります。

一つには、これは実際の事例でありますけれども、査証免除国から観光目的で出国して日本の空港で上陸の際に難民として入国を始めた場合に、入国を拒否されたという例があります。これはカーネルンからの人の例だと思います。そういう場合、そして二つ目に、難民認定申請を目的として出国して、日本での入国手続のときに偽造パスポートで上陸を求めるとき同時に難民としての庇護を求めた場合について、この二つの例についてどういうふう扱いをされたのだろうかということです。

すなわち、一番目の例で、上陸許可につき、難民として庇護申請をしていることを理由に特にこれを緩やかに認める扱いを現実にしておったというふうに聞いていますので、それとともにどうなのでしょうか。まずそこまでについてお答え願いたいと思います。

○竹中政府委員 我々の法律では、難民認定の申請はいついかなるときでもできることになります。したがって、それは受理するということになつておられます。したがいまして、日本に入つてこられた方が難民認定申請をされたときには、それは受理されるということです。

○北村(哲)委員 そうしますと、この難民認定申請は、いつでもうふうに言わされましたけれども、具体的に、どの時点あるいは場所で、だれが受理しているのか。成田や関空の入管に難民調査官を配置しておるのか、あるいは、配置されていないのならば、難民調査官以外の者が受理しているのか、それとも最寄りの入管から難民調査官が出張してくるのを待つか、その辺の具体的なことについてお伺いしたいと思います。

○竹中政府委員 上陸時にそこで申請をすれば上陸港のある地方入国管理官署でこれを受理すると、その点について逐次聞いていきたいと思いま

成田にお着きになつて成田で申請すれば、それは受けれる。そこで受けたということは、成田の場合は東京でございますので、すなわち東京入管で受理したというふうにみなしておるわけございません。

○北村(哲)委員 その際に、そこには難民調査官は実際に配置しておられるですか。その方が受けるのですが、それとも別の方法ですか。

○竹中政府委員 難民調査官の数は実は余り多くなくて、日本全国で今四十人ということでござりますので、各地方入管局のあるところに主にござりますけれども、成田の場合には、特に大きいところでございますので、当然そこにも難民調査官はおります。

○北村(哲)委員 そうすると、難民調査官がおられるところとおられないところがあるということで聞いていいのですね。おられない場合は具体的にだれが、調査官が受けるのが本来だと思うのですけれども、一体だれががわりに受けられるのですか。

○竹中政府委員 各地方入管局には、必ずだれかが難民調査官に任命されております。したがいまして、法律的にはその人のところに行くわけですから、出張所なりなんなりが、空港などがあるわけで、そこでもつて申請すれば、そこを受けたということが、すなわち、その地域の方入管局で受けたとみなしておるわけございます。

○北村(哲)委員 難民認定申請希望者の上陸が最終的に許可されなかつた場合の扱いは、具体的にどうなるのでしようか。すなわち、難民認定申請は上陸拒否の場合でも受理されるのか、あるいは受理されるとするか、どこでそれが受理し、また審査期間中は申請者の身柄はどこに置かれることになるのでしょうか。

○竹中政府委員 難民認定申請は、我が国にいる外国人であればこれをすることができるにこなつております。上陸を許可されていない者であつても、申請があれば上陸港の入国管理官署で

これを受理しております。

ただし、先生がおっしゃったような場合、すなはち上陸を許可されていない者、そういう者については上陸防止のための措置がとられることになります。

○北村(哲)委員 今後の後半のことはちょっと意味がわからないのですけれども、具体的にどういう措置がとられるのですか。  
○竹中政府委員 具体的には、上陸防止施設に入つていただくことにならうかと思ひます。

○北村(哲)委員 それでは、いわゆる上陸防止施設といふ、聞きなれないことについてお伺いします。

外国人の上陸が拒否された場合には、その外国人が乗ってきた船舶等の運送業者がその責任と費用を負担して送還の義務を負っている、これは入管法の五十九条でございます。そして、入管法十三条の二によつて、いわゆる上陸防止施設にとどまることを許可された外国人は、その施行規則の五十二条の二によつて、また五十二条の二の別表五に指定する施設、すなわち成田あるいは関空の近傍の宿泊施設で法務大臣が指定する施設である上陸防止施設にとどまるというふうになつておるようです。

このとどまるということが問題だと思うのですけれども、これは、とどまるというのは言葉だけの問題で、実態はまさにこの施設に収容されるというふうに世間では理解されているということであつて、そしてその上陸防止施設については、この実態がなかなか世間で明らかになつていなくて、中には内部で暴力を受けたとの訴えも幾つか聞いておるといふことがありますので、幾つかその点について聞いていきたいと思ひます。

まず、その上陸防止施設、これは法務大臣が指定している施設と言われておりますけれども、具体的にどこに何カ所、日本じゅうにあるのでしょうか。

○竹中政府委員 指定されている上陸防止施設

は、成田空港近傍の二つの施設と関西空港近傍の二つの施設、合計の四施設でござります。

○北村(哲)委員 成田の周辺に二つあるとおつしやいますが、この正式名称とその施設の性格がなんとかどといふらわかるのですが、ホテルとかなんとかどといふらわかるのですが、ホテルとかそういうものなのか、あるいは収容専用施設として特別に決めてあるのか、その点について、施設所有者とか運営の主体とかどうなつてゐるのでしようか。

○竹中政府委員 成田空港内に設置されている上陸防止施設の正式名称でござりますけれども、新東京国際空港第二旅客ターミナルビル内上陸防止施設と呼んでおります。この施設は上陸を拒否された者が直ちに出国できない場合に一時的にとどまる場所として指定されているものでございまます。この施設は当然国の施設であります。実際の管理運営は成田空港支局において行つております。

○北村(哲)委員 もう一つ、茨城県の牛久市に入国者収容所東日本入国管理センターというのがあります。そこに併設されておる上陸防止施設があります。このとどまるというものは言葉だけの問題で、実態はまさにこの施設に収容されるとか職員を兼用してたりしているのではないか。そのあたりはどうなのでしょうか。

○竹中政府委員 東日本入国管理センターに併設されておる上陸防止施設の法的性格及び運営主体も先ほどの成田の施設と同様でございます。それから、この施設の正式名称は牛久法務総合庁舎内上陸防止施設という名前でござります。その役割は、成田空港の上陸防止施設では対応できない場合は、成田空港の上陸防止施設を使用しております。

なお、委員御指摘のとおり、東日本入国管理セ

いますけれども、管理責任者は当然のことながら変えておりますし、それから出入り口、これも全く別のところにございまして、両者は厳格に区別しております。

○北村(哲)委員 どうも実際に行つた人が、そういう看板も何もなく、どこに何があるかわからず、上陸防止施設でのとめ置きに伴う費用とか責任は原則的に運送業者の負担であるようですが、例外的に入管主任審査官がこれを免除できるとしております。具体的に、上陸防止施設の運営は航空会社等によって行われているのでしょうか、それとも入管の施設として運営されているのか、成田、牛久を例に、それぞれ具体的に言つていただければと思ひます。

○竹中政府委員 先ほど言いましたように、そういうことで、どちらも国の施設ということで運営しております。

○北村(哲)委員 実際に私が聞いたのは、原則は運送業者の負担といふうに出でているわけですね、とめ置き費用は。しかし、例外的に入管主任審査官が免除できるという法律もあるわけですね。現実は一体、航空会社が負担しているのだろうか、あるいは国が負担しているのだろうか、その辺はどうなのでしょうか。

○竹中政府委員 寝泊まりの方の費用、これは国が長期間行なっているようない状態にあるのですけれども、平均的あるいはかなり長い間この防

られない状態にあるのですけれども、しかもそれが長い期間行なっているようない状態、これはもう当かどうかわかりませんが、拘禁状態が行なわれてゐるようなのです。この事実上の拘禁状態ができる法的根拠は一体何だろうかという点。その法的根拠が存在するとして、その法的に許容される拘禁の手段とか程度というの、一体どういうものなのでしょうか。

○竹中政府委員 上陸防止施設につきましては、私どもはこれは拘禁するための施設といふ認識はしておりませんで、上陸を防止するための施設といふうに認識しております。したがいまして、日本に上陸することは防止するのですけれども、例えばどこかの国に行きたいときには、我々はそれをとめるということは一切しております。それは自由にどこでも行けるということになつております。

こうしたことになつております法的根拠でございませんけれども、先ほど委員おっしゃいましたように、入管法に規定する上陸のための条件に適合しないと認定され、本邦からの退去を命じられた外国人については、入管法第五十九条の規定により、当該外国人が乗つっていた船舶等の長または当該船舶等を運航する運送業者が、その責任と費用で、速やかに本邦外の地域に送還しなければならないというののが一つございまして、ただし、その負担でございますが、例えば食費等は運送業者に負担してもらつております。

○北村(哲)委員 では、だいたいのように、大体寝泊まりはそのままあるのですから、消耗品といふか、そういうものは運送業者といふうに理解してよろしいわけですね。

それから、上陸防止施設においては事実上拘禁

止施設に収容されているといふことはあるので

○北村(哲)委員 実際に個々的に違うと思うので

しょうか。大体どのくらい入っているのでしょうか。

○竹中政府委員 この施設の性格は先ほど私が申し上げたとおりなりますから、基本的には非常に短期間の収容でござります。平均で言いますと、恐らく三日間ぐらいではないかと思います。

最近、上陸の際に、難民認定をしてそのたびにここに入れざるを得なかつたというようなことで上陸防止施設にいる期間が長引いたケースがござりますが、これは実は極めて例外的なケースでございます。

○北村(哲)委員 この上陸防止施設が、今の御説明である程度わかつたのですけれども、例外的に長い期間というのはどのくらいか、もう少し聞きたい、ちょっと後で答えていただきたいです。

収容期間とか待遇といふものについての適正化ということで、これはかなり目の届かない、それは日本人に何があつたらすぐ苦情が来たりするのですけれども、外国人で、またすぐ上陸拒否され国に帰される人ですから、その実態を把握することが、お役所以外はないのですよ。そういうところで何かのチェックシステムがないと、苦情がいっぱい寄せられて、実態は何なのだと書いても、今のように形どおりの御答弁をいただいてなかなか突っ込めない。

そうすると、調べる方も主観的で、ひどいことをやつしているのではないかと言つて、それは被害者的人ですか、ひどいことをやつしているように思われたらそのまま信じざるを得ないようなこともありますので、チエックシステムのようなものがもあるので、チエックシステムのようなものがあるから一般人と同じだと思うのですけれども、そういうものが実はあるのだろうか。

そして、わずか三日あるいは別に長い場合もあるかもしれませんけれども、そこで事実上適正に行われるよう思うのですけれども、そういうものが実はあるのかもしれないし、ただ中に入つては困る人に対する待遇ですから一般人と同じだと思うのですけれども、そのあたりの適正化を担保する方法は講じられているのでしようか。

○竹中政府委員 先ほど申しましたように、この上陸防止施設にとどめておく期間は非常に短いと

いう前提で物事をやつておりますので、例えば収容センターのように、より長期間ととめておかなければいけない場合には処遇規則等が整備されておりますが、そういうものを格別に設けております。

私どもとしましては、やはりこの施設の本来の趣旨に照らして、ここにとどめておく時間を、先ほど言いましたように若干例外的に長くなつた

ケースはございましたけれども、そういうことのないように努めるというのが私どものやるべきことだと思っております。

○北村(哲)委員 やつと一つおかしな点が出てきました。普通の人間だったら、二十四時間逮捕されれるのだって物すごく厳格な手続と拘置の手続が必要ですよ、被疑者の場合。今の場合には、平均三日と言われても、とても長い場合もあるわけです

から、やはりきちんとこれからそのあたりをやらないと批判を受けるような感じがしますので、よろしくお願いしたいと思います。

それからもう一つ、上陸防止というと入つてくれるなということなんですねけれども、それを実際だれがやつているかというと、どうも警備受託会社というところに委託しているらしいのですよ。

その警備受託会社がいわゆる監視業務あるいは警備ということをしているようですけれども、それは実際に、この四つの施設ではどれだけの会社がしているのかという会社数と会社名を明らかにしていただきたいと思います。

○竹中政府委員 今手元に成田と牛久の施設についてはアイムという警備会社、それから牛久の施設につきましては国際人流トライサービスというところにそれぞれ業務委託をしております。

○北村(哲)委員 その警備会社が実際にどうやつているかという実態の調査もまた必要かと思いますけれども、今はそれは聞きません。

今おつしやつた牛久の国際人流トライサービス

の登記簿謄本を見ますと、これは元東京入管局長が代表取締役であつて、この方がどうか知りませんが、そういう方が設立されて、さらに監査役その他多くの人たちがいわゆる入管のOB、あるいは広島入管局長という人たちの名前が載っています。しかも、その本社は箱崎のTCAATですか、正確に言うと何でしたか、箱崎にある施設の中にあります。

実際、こういう方がなつておられるというのには、それの事情もあるかもしれませんけれども、今さまざまなどころで問題になつております。役所の天下り施設ではないか。国の施設があって、それを警備する会社をつくつておいて、そこに入管のOBという人たちが、偉い人たちが行くというふうな、そういうシステムの繰り返しであつて、だからゆえに、その間のことがどうも透明性がないというふうに言われるのではないかとうふうに思つておられるのですけれども、その辺はどういうふうに御認識でしょうか。

○竹中政府委員 国際人流トライサービスという会社は、平成五年五月に、入管を退職した方々が自主的に集まつて設立した会社と承知しておりますけれども、当局はこの会社に対し就職のあつせんや指導等をする立場にはございません。

○北村(哲)委員 この会社は、たしか、私の記憶だけでも、前にもちょっと何か問題になつたことがあります。何か問題になつたことがあります。何か問題になつたことがあります。

○竹中政府委員 難民認定の検討をするときには、当然のことながら、この方が難民と認定するにふさわしいかどうかということは立ち入つて検討いたします。

○北村(哲)委員 ちょっと今はつきりしなかつたのですけれども、六十日間を過ぎてしまえば、これはもう、いわば普通の法律に言う時効とか除斥期間みたいなあたりで、もう主張は何もできないんだと。お金を貸したか貸さないかということと時効とは別次元の問題。あつても、時効で切つてしまふ。それと同じように、六十日間を過ぎてしまふ。それと同じように、六十日間を過ぎてしまふ。それと同じように、六十日間を過ぎてしまふ。

○竹中政府委員 法定期間は定めてございますが、同時に、やむを得ない事情がある場合云々といふ規定もござります。したがいまして、そういう事情があるのかないのかと云つておられるのでしようか。飛ばしてもいいんだというふうな御判断で仕事をしておられるのでしようかと云つておられます。

○竹中政府委員 法定期間は定めてございますが、同時に、やむを得ない事情がある場合云々といふ規定もござります。したがいまして、そういう事情があるのかないのかと云つておられます。

多くの人たちが、申請期間の制限、すなわち入管申請をして決めております。

法六十二条の二に定める六十日間の申請期間の制限だけで不認定処分を受けているということが日本本の難民認定を非常に難しくしているというふうに言われておるのですけれども、これをすなわち六十日ルールと言います。この六十日間の制限自体について、入管法六十二条の二の二項によれば、どんなに迫害の危険性が多い人であつても、申請自体が六十日が過ぎてしまえば日本では難民認定されないことになつてしまふ。

○竹中政府委員 その六十日の要件が正面から争点になつた実際の裁判でも、趙南という人なんですけれども、当時の法務大臣が、この申請が六十日間を過ぎて行われている以上、実質的な難民該当性については一切審査・判断しないというふうに訴訟において主張されたというふうに聞いておるのですけれども、そういうことはあつたのか、あるいはそういうふうに思つておられるのかどうか、それについてお伺いしたいと思います。

○竹中政府委員 難民認定の検討をするときには、当然のことながら、この方が難民と認定するにふさわしいかどうかということは立ち入つて検討いたします。

○竹中政府委員 ちょっと今はつきりしなかつたのですけれども、六十日間を過ぎてしまえば、これはもう、いわば普通の法律に言う時効とか除斥期間みたいなあたりで、もう主張は何もできないんだと。お金を貸したか貸さないかといふことと時効とは別次元の問題。あつても、時効で切つてしまふ。それと同じように、六十日間を過ぎてしまふ。

○竹中政府委員 法定期間は定めてございますが、同時に、やむを得ない事情がある場合云々といふ規定もござります。したがいまして、そういう事情があるのかないのかと云つておられるのでしようか。飛ばしてもいいんだというふうな御判断で仕事をしておられるのでしようかと云つておられます。

○竹中政府委員 法定期間は定めてございますが、同時に、やむを得ない事情がある場合云々といふ規定もござります。したがいまして、そういう事情があるのかないのかと云つておられます。

○竹中政府委員 法定期間は定めてございますが、同時に、やむを得ない事情がある場合云々といふ規定もござります。したがいまして、そういう事情があるのかないのかと云つておられます。

○竹中政府委員 法定期間は定めてございますが、同時に、やむを得ない事情がある場合云々といふ規定もござります。したがいまして、そういう事情があるのかないのかと云つておられます。

○竹中政府委員 法定期間は定めてございますが、同時に、やむを得ない事情がある場合云々といふ規定もござります。したがいまして、そういう事情があるのかないのかと云つておられます。

○竹中政府委員 法定期間は定めてございますが、同時に、やむを得ない事情がある場合云々といふ規定もござります。したがいまして、そういう事情があるのかないのかと云つておられます。

○北村(哲)委員 今、やむを得ない事情があれば六十日を過ぎてもいいんだとおっしゃいますが、それがまさにとても厳しくて、ほとんど適用されないということが問題になっているようですけれども。

実際の運用として余りそれを厳格にされると、本来、難民かどうかことと六十日間にしなくてやいけないということは全然別の問題であるのにかかわらず、六十日ルールを余りにも厳格に適用されるために実質難民認定はされないということによって、いわゆる難民条約による難民の定義とかそういうものに実質的な変更を加えてしまふという条約違反の状態が起つてしまふんじやないか。だから、法律の余りにも厳格な適用のために、本当に助けるべき人が形式論で排除されてしまうというふうになつてしまふおそれがあるといふことに思ひますので、その点については、私は、そのあたりが、今の六十日というのは非常に障害になつているんじゃないかということの御指摘をまずして、そしてその次の質問に移ります。

現在の六十日ルールの解釈、運用、今幾つかあります。やむを得ない事情は幾つかあります。でも、そういうふうな解釈あるいは運用を公式に認めていますが、六十日を過ぎているがゆえに難民認定を受けられない者が存在するということはあり得ることになりますけれども、そういうふうな解釈あるいは運用を公式に認めておられますか。

○竹中政府委員 この六十日ルールでござりますけれども、難民条約及びその議定書は、難民認定の手続自体については特別の規定を設けておりません。したがいまして、条約締結国がそれぞれの国的事情に応じてそれぞれ定めているということございます。

一般的には、迫害から逃れて他国に庇護を求める者は速やかにその旨を申し立てるべきであることは国際的に広く言われていることでございます。難民となる事由が生じてから長期間経過後に難民の認定が申請される、その当時の事実関係

を把握するのが著しく困難となつて適正な難民の認定ができなくなるおそれがあるため、難民認定行政の公正円滑な実施を図るという観点からも、していないといふことがあります。

また、先ほど言いましたように、六十日を超えた場合でも、やむを得ない事情がある場合にはそれを情状酌量することがあるわけでございます。で、我々の規定の仕方が条約違反になつていると

いうことにはならないと考えております。

○北村(哲)委員 私は、法律、その規定自体が条約違反にはならないということは、まあそれはいいにしても、運用いかんによつては、これは条約違反の状態をつくり出すんではないかということを指摘したいわけです。

その点についてはちょっと後に聞きますけれども、認定は受けられなかつた難民は一体どのようないふうに思ひますか。六十日を過ぎました。やむを得ない事情は幾つかあります。でも、そのあたりが、今の六十日というのは非常に障害になつているんじゃないかということの御指摘をまずして、そしてその次の質問に移ります。

現在の六十日ルールの解釈、運用、今幾つかあります。やむを得ない事情は幾つかあります。でも、そういうふうな解釈あるいは運用を公式に認めていますが、六十日を

過ぎているがゆえに難民認定を受けられない者が存在するということはあり得ることになりますけれども、そういうふうな解釈あるいは運用を公式に認めておられますか。

○竹中政府委員 日本の法律は、基本的に難民条約、難民議定書と同じ内容でございまして、難民と認められるためにはやはり難民認定はなさなければならぬといふことが条約の方にも書いておるのですから、そのとおり、我々の法律の運用

によって、締約国が難民に対し与える義務を負うかつた難民はどういう立場に置かれるんでしょうか。あるいは、難民条約の三十三条。ノルマンマンの原則との関係は、認定を受けられなかつた難民は、どういうふうに扱われるか。あるいは、難民条約の三章における保護や便宜供与について、認定は受けなくとも、難民である以上、その享受主体であるといふことになるとと思うのですけれども、そのあたりはどう

いふうにお考へでしようか。

○竹中政府委員 この六十日ルールでござりますけれども、難民条約及びその議定書は、難民認定の手続自体については特別の規定を設けておりません。したがいまして、条約締結国がそれぞれの国的事情に応じてそれぞれ定めているということございます。

一般的には、迫害から逃れて他国に庇護を求める者は速やかにその旨を申し立てるべきであることは国際的に広く言われていることでございます。難民となる事由が生じてから長期間経過後に難民の認定が申請される、その当時の事実関係

す。「しかし、右期間内に申請がない場合、又は他の形式的要件を充たさない場合も、その者の難民申請自体を検討の対象から除外する扱いはするべきでない」という規定がございます。この決議については、日本は委員会のメンバーであつたはずでありますけれども、これは賛成されたんですか、あるいは反対されたんですか。それはどうなんですか。

○竹中政府委員 申しわけございません。今、私は承知しておりません。

最終的に、答えは同じなんございますが、執行委員会のメンバーではございましたけれども、反対票を投じたかどうかは定かでございません。申しわけございません。

○北村(哲)委員 これをなぜあえて言つたかといふのは、申請期間という形式要件を具備していないだけの理由で実質的な難民該当性の審査をしないのは、これは難民条約違反というふうになつてしましますよ、こういう趣旨の決議であると思ひますので、この六十日ルールといふものの解釈、運用についてはよほど気をつけなくちゃいけないだろうというのが私の考え方です。

それで、先ほど言わただしお書きのやむを得ない事情についてですけれども、六十日間を徒過した場合の教済規定であるやむを得ない事情といふのは、元来、病気、天災、交通途絶と、それから第三国への受け入れ打診中に六十日が経過してしまつた場合のみにというふうに言われていますけれども、それだけなのか。そういうふうに局限するものが今までの解釈のよう聞いておりますけれども、これをもっと幅広く、実質性の審査のため緩やかに解釈するようなことをするような努力をされているのか。あるいは、その点について

は昔も今も変わらないといふうに考えておられるのか。その点についてお伺いしたいと思います。

○竹中政府委員 やむを得ない事情といふ規定がございます。そこでは、「難民申請者に対する申請を一定の期間内に行なうよう求めることはその申請を行なうよう求めることは、当然のことながら、六十日が過

ります。」についても慎重に検討しているといふことでござります。

○北村(哲)委員 例えば、気がつかなかつたとか、事由によってそれを知るべき立場になかつた、まあ知つたときの判断でも、やはり立場によっては随分違うと思いますので、そのあたりはありますけれども、これは賛成されたんですか、あるいは反対されたんですか。それはどうなんですか。

○竹中政府委員 申しわけございません。今まで述べた六十日ルールで門前払いをされる事例が多い反面、六十日問題で門前払いをされない事例については難民審査に一年から三年かかると

あります。そこで、難民申請中の者の地位、待遇について若干聞いていきたいと思います。

今まで述べた六十日ルールで門前払いをされる事例が多い反面、六十日問題で門前払いをされない事例については難民審査に一年から三年かかると

いうのが常態であるというふうに聞いております。中には五年以上もたなざらにされている審査事案もあるというふうに聞いております。

そこで、これほど長期の審査期間を要する中で問題になるのが審査中の地位、処遇であると思ひます。

それで、幾つか分けて、在宅で申請中の者の在留資格の問題についてまず聞いていきたいと思いますが、申請時に在留資格がなかった者について、例えば、よその国からバスポートを持たずに逃げてきて上陸した者とか、あるいは申請時にオーバーステイだった者について、申請中にはどのような地位を与えるのでしようか。具体的には、在留資格や退去強制手続との関係ではどうなんでしょう。

○竹中政府委員 不法滞在の場合には、当然のことながら、不法滞在ということが認定されれば退去強制手続というものが執行されることになります。失礼しました。ちょっとつけ加えさせていただきます。難民申請をしながらということをございます。当然、難民申請についても調査するといふことで、その二つが同時進行的に行われるということにならうかと思います。

○北村(哲)委員 ちょっとはつきりしないのです。要するに、申請時に在留資格がない者で申請したとしますよね、その者は、申請をしていた者については退去強制を受けたりするのか、あるいはある程度在留させるのかという点は、それはどちらなんですか。

○竹中政府委員 不法滞在ということになれば退去強制事由該当者ということになるわけです。したがって、収容するかしないかということに関しても、ケース・バイ・ケースで決めております。○北村(哲)委員 どうも危ないようですね、ケース・バイ・ケースと言われても。

それから、在留資格がないままに審査に何年も要するような場合、その間の生活はどうすればいいというふうにお考へでそういう措置をされるのか。すなわち、働けなければ食つていけませんよ

ね、長い間、何年もかかるわけですから。だから、日本で働いて食べなさい、自力救済しなさいというふうに恐らくおっしゃるのでしようけれども、それもなかなか法律上言えない。要するに在留資格がないのですからね。

そうすると、一体どうすればいいのだろうかという問題が起ります。何をやつても違法でバクられてしまうような状態が起ってしまう可能性があります。あるいは、生活保護の適用なんかを与えることがあるのかどうか。そのあたりはどうなんでしょうね。

○大林説明員 お答えします。

なかなか難しい問題であるうかと思います。ただいま申し上げたように、違法状態、要するにオーバーステイ等の問題につきましては、私ども、基本的に退去強制手続に移らなければならぬことなど、先生御指摘のように、難民申請をしているということについては私どもも慎重に検討しなければならないということで、そのギヤップといいますか、要するに在宅状態のままでも、しかも在留資格のないままという状態が現実に発生していることは間違ございません。

基本的には、やはり難民手続の早期化といいますが、その判断を早くしなければならないといふことで私どもも努力しなければならないといふことになります。そこには、申請をしていた者については、やはり難民手続の早期化といいます。要するに、働く地位を与えないと、それが運用でできるならばそのあたりをきちっとして、やる、あるいは運用でそれが調整できるならどうかと思ひます。

○北村(哲)委員 懊み深いお答えで、要するに働く地位を与えないと、それが運用でできるならどうかといふことになりますよ。泥棒でもしようかと。それは言い過ぎかもしれませんけれども、何とか自分でどこかで食つてやろうという話になつて、働いていいわけですかね。そういうことを解決するのは、すなわち、この四、五年も長い間やるといふことがおかしいのですよ。さつとこんなものは、できるわけですかね。そういうことにこれは法務大臣にも、ぜひその辺の整備をさせていただいて迅速にやるといふことが大事だ。

それしか解決の方法はないと思います。それから、申請時に在留資格があつた者についても、在留資格が短期滞在中に本来就労できない

場合、審査中は就労できる資格を一体与えるのでしょうか。そして、与えないとすると、また生活は与えられるのかどうか。同じ答えになるのでしょうか。ちょっとその点についても一言。○竹中政府委員 在留資格のある方が難民申請された場合、普通大体九十日の資格でおられる方じやないかと思いますが、その場合にはさらには十日更新というごとに適法な状態を維持するということにしますと同時に、資格外活動につきましても、そのときの状況に応じまして、必要なもの、適正なもの場合にはこれを認めております。

○北村(哲)委員 それにして、ただいまの九月日、九月日が二年、三年あるいは長期、五年といふところまでそうしていただけるかどうか、これまで非常に難しいといふか不安なところであると思いますので、このあたりの解決についても、やはり何らかのし法的措置が必要であるならば何かをするということ必要かと思ひますし、あるいは運用でできるならばそのあたりをきちっとして、難民申請中の人の地位とか処遇もやはり大事な問題だと思っております。

それから、一二、今の点の統括をお伺いします。申請中の者の収容という関係ですが、申請時住宅だった者で、在宅で難民申請を行つて、難民調査官のインタビューの呼び出しを待つて、申請中であるにもかかわらず突然収容された事例が昨年発生したというふうに報告されております。そういうことが今後一般化するのを防ぐため、申請中の収容でござりますけれども、これがどうかといふ御質問でござりますけれども、これも先ほどお答えしましたように、収容するかどうかは

り受け取るを得ない、あるいは、反対にそうではないときには在宅で調査するという道もとつております。

○北村(哲)委員 結局、今の点も、早期認定あるのは不許可ということに尽きます。結局、濫用というのは、その間うまく難民申請を利用して、働く地位を与えて、いつまでもできるだけ、オーバーステイとかなんとかしくなくて、難民申請をしておけばできるという濫用があると思います。

ただ、濫用防止のためだけにそういうことを余り強くやるということは本末転倒だと思いますので、そのあたりは私ども理解できているつもりなうか、オーバーステイとかなんとかしくなくて、難民申請をしておけばできるという濫用があると思います。

○北村(哲)委員 結局、今この点も、早期認定あることは不許可ということに尽きます。結局、濫用というのは、その間うまく難民申請を利用して、働く地位を与えて、いつまでもできるだけ、オーバーステイとかなんとかしくなくて、難民申請をしておけばできるという濫用があると思います。

○北村(哲)委員 結局、今この点も、早期認定あるのは不許可ということに尽きます。結局、濫用というのは、その間うまく難民申請を利用して、働く地位を与えて、いつまでもできるだけ、オーバーステイとかなんとかしくなくて、難民申請をしておけばできるという濫用があると思います。

○竹中政府委員 そういう場合に収容するかどうかといふ御質問でござりますけれども、これも先ほどお答えしましたように、収容するかどうかは

るよう努めてまいりたいと思います。

○北村(哲)委員 その点は本当に、一件ですか  
ら、それが当たり前なのか特殊な例なのかわかりませんけれども、これはやはりおかしいですね。

その前に、昨年來、トルコ国籍のクルド人の問題については、不認定通知と同時に退去強制の違反調査の召喚状を渡しているというふうなことで、別の法体系だけでもそれはちゃんとリンクされているという事例も報告されておりますの

で、そのあたりは今後気をつけてやっていただきたいと思います。

それから、難民認定後の社会的地位や便宜供与という点についての問題ですけれども、難民条約第三章あるいは四章は、難民に対して与えるべきさまざまな保護や便宜供与を定めております。日本で難民認定を受けた者に対するこのような保護あるいは便宜供与の実施の主体は法務省の管轄なのか、あるいは具体的な制度はどういうふうになつているのかということについて、まず聞きました

○竹中政府委員 昭和五十六年三月十三日付の閣議了解というのがございまして、難民条約及び同議定書の実施に伴う難民の認定、これについては大臣が主管するということとして、これを法務省として統一的に行うこととして、これを法務省が規定するその他の各種の保護については、それ

約の主管省庁においてそれぞれ措置をするといふことになっております。

○北村(哲)委員 日本のその後の制度が、国際基準に比べて、いろいろ社会的地位とか便宜供与がどうも不十分ではないかということを言われておりますので、それでも、具体的には、日本語を教える施設だとそういうものがないということが、条約の締約国としての義務を果たしていないといふように言われておることもあります。

それで、もう時間は終わりましたけれども、ヨーロッパ諸国では、難民として受け入れられた後は、まず無料の住居と生活保障を与えた上で、無

料の語学学校で一年間程度徹底的に語学研修を行わせたり、あるいは長期的に難民の自立を援助するというプログラムをつくっておる。日本については、それがまだないよう思われます。ないと

すると、それを急につくられて、かつてのインドシナ難民のときいろいろ施設をつくられました。それもう廃止されているよう聞いておりますけれども、その点について今後どういふうにするおつもりなのか。すなわち、早期の自立援助のプログラムを実施する予定、そういうものに

ついてはどのようにお考えなんでしょうか。

○竹中政府委員 難民条約に入った後に各種の措置がとられまして、例えば国民年金法を改正して国民年金への加入とか、それから児童扶養手当法の改正で児童扶養手当の受給とか、あるいは特別児童扶養手当の受給というようなことがなされ

おります。

これは基本的に、当時の発想は内国民待遇といふ発想だったのだろうと思います。先生の御指摘の分野、むしろこの閣議了解でありますと、文部省なりなんなりにお願いすべきことだと思います

けれども、そういう方向に進めれば非常によろしいのではないかと思います。

○北村(哲)委員 終わりますが、文部省ではなく

思ひますので、よそにも指導していただいて、総合的なものをつくっていただくことを望みます

て、とりあえずの質問を終えたいと思います。終わります。

○上田(勇)委員 平和・改革の上田勇でございま

す。きょうは、出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案並びにそれに関連する事項につきまして、何点かお伺いしたいというふうに思つております。

○上田(勇)委員 平和・改革の上田勇でございま

るの、議員立法も含めまして数が非常に多くて、しかもこの国会では、ほかの委員会も含めましていろいろと重要な案件があつて、なかなか日程のとり方が難しいということが言わされました。当然のことながら、そういった事情を我々も理解しておりますとして、ちょっと現状を見ますと、そういう時間のとり合いが、この会期内での審議、非常に限られた会期内でありますと、この先かなり難しくなってきているなというような感じを持つていてころであります。

我々の方としても、これまで同様、審議の促進にはそういう意味ではできる限り協力を惜しまないわけでありますけれども、ただ、そのことが何

ことかあります。そこで、ここでの審議方、他のこれまでの経過措置がとられたたよななもの、しかもこれはこの法律の性格上、罰則を伴うものだとそういうふたものがあるわけでありまして、これをそのまま読みますと、そういういたものが比較的法務省の判断で幾らでもつくれるのではないかというような印象を受けるわけであります。

そこで、ここでの書き方、他のこれまでの経過措置の書き方と同じように、もっと限定的に規定する方が適切なのではないかというふうに思うわけではありません。現在考えられているのが、多分、台湾当局が発行されます台湾護照の取り扱いに限ることであるというふうに思うのですが、そういうふうな表現で、附則にそういう経過措置を加えるべきではないかというふうに思いますけれども、その辺について法務省のお考えを伺いたいと

思います。

ちょっと前置きになりましたけれども、そういう話をさせていただきまして、次に、法案の内容につきまして御質問をしていきたいというふうに思います。

○北村(哲)委員 終わりますが、文部省ではなく

思ひますので、よそにも指導していただいて、総合的なものをつくっていただくことを望みます

て、とりあえずの質問を終えたいと思います。終わります。

○上田(勇)委員 平和・改革の上田勇でございま

す。きょうは、出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案並びにそれに関連する事項につきまして、何点かお伺いしたいというふうに思つております。

○上田(勇)委員 平和・改革の上田勇でございま

す。きょうも委員会の始まる前の理事会でいろいろ議論をしてきたところなのですが、この国

会で委員会で取り扱う法案の数が、内閣提出のもの

ところが、今回のこの法案を見てみると、書き方がこういう書き方なのですね。「出入国管理及び難民認定法の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置を定めることができます」と。

というと、何か改廃するたびに、一定の合理的な範囲内という歯どめだけで、一方的にいろいろな経過措置といったたよなものが、しかもこれはこの法律の性格上、罰則を伴うものだとそういうふたものがあるわけでありまして、これをそのまま読みますと、そういういたものが比較的法務省の判断で幾らでもつくれるのではないかというふうな印象を受けるわけであります。

そこで、ここでの書き方と同じように、もっと限定的に規定する方が適切なのではないかというふうに思つて、政令で定める地域」というのが、先ほどの答弁で台湾を指すのだ、台湾以外には想定されていないということでありましたので、これはよくわかりました。

次に、法案の六十九条の二に、経過措置が含まれるのですが、この経過措置の書き方といふのは非常に漠然とした書き方になつておりました。

そこで、この法律の中でも改正のたびにいろいろな経過措置が講じられておりますけれども、それぞれ、その法律の最後、附則の中でそういった経過措置についてはかなり限定的な言い方で書かれております。

○上田(勇)委員 そうであれば、例えば、その附



て、密航を請け負います蛇頭等が高額の請負料を日当てに、国内の一部暴力団とも連携いたしまして、その活動基盤をある種確立しているというところがございます。

警察といたしましては、従来から関係機関と連携をとりながら密入国事案の取り締まりを推進しておりますが、特に昨年五月十一日、御指摘の集団密航対策強化のための改正入管法、これが施行されました後は、蛇頭及び国内の受け入れブローカー等の摘発のためにその積極的な適用に努めてございます。

○上田(勇委員) もちろん、これは法律で取り締まれば全部なくなるということではないといふことは、今関係各省ともそれぞれ連携をとつていただきながら銳意対応していただいていることだといふふうに思います。日本国内のいろいろな労働事情等もあり、取り締まればすぐに解決できるということではないといふふうに思いますが、いずれにしましても、各省にわたることではあります、今後とも引き続き協力していただきまして、しっかりと対応をしていただきたいといふふうに思っています。

ふうに思うわけでありま  
もう一つ、やはりここと  
薬などの薬物濫用といふ  
なっております。薬物濫用  
りまして、特に深刻なのが  
生、高校生による薬物濫用  
あります。厚生省にいた  
と、中学生や高校生は、一  
件しかなかつたのが、一  
と、実に五倍に急増して  
す。

こうした薬物を常用している人たちが犯罪にかかわっているケースというのも多いですし、さらには暴力団などの資金源にもなっているという話もあります。社会の安全・安定を考えるときには、本当に極めて深刻な状況になりつつあるのではないかというふうに考えるわけです。

貿せし者との交渉を展していかなければならぬ。水際での対策というのが必要なのではないか。これがポイントになつてくると、やはり国内に持ち込まれないようになることが重要ではないかといふふうに思うわけであります。

うか、それと水際での防止対策などにつきましては、これも各省庁にまたがることだと思いますけれども、その辺のことについてのお考えを伺いたいな、いというふうに思います。

○竹中政府委員　先生御指摘のよう、来日外国人による薬物犯罪を初めとする犯罪が増加してまいります。私どもとしましては、今後も関係機関で緊密な連携を図りつつ、入国審査の厳格化、法違反者に対する取り締まりの強化等を図つて、所存でございます。

ちなみに、平成九年中には、薬物を所持した外国人七人の上陸を拒否するとともに、本邦留中に薬物事犯により有罪判決を受けた外国人一

百十六人について退去強制手続をとるなどしてお  
り、この種事犯に対し厳正に対処してきておりま  
す。

○上田(勇)委員 警察庁の方、いかがでしようか。  
○樋口説明員 現在、薬物の濫用は大変厳しい状況にございまして、こどしの一月に警察庁では第三次覚せい剤濫用期にあるということを宣言申します。

上げたところでござりますまい。我が國で濫用されております覚せい剤等の濫用薬物でござりますが、ほとんどすべては海外から輸入されたものでございまして、その仕出し地でありますとか方法はさまざままでございます。

組織が、洋上取引でありますとか貨物船のコンテナ内に仮装隠匿とかの方法によつて大量の覚せい剤を密輸入するケースがございますが、そのほかに、日本人や外国人の旅行者が空機で入国する際に、コカイン、大麻樹脂等の薬物を旅行かばん等に隠匿したり、飲み込んだり、

体内に挿入するなどの方法で密輸するケースがございます。

までござります。  
昨年の検挙事例が見ますと、ドイツ人がタイから大麻樹脂約二・三キログラムをスツケーフォに隠匿して密輸したケースでございますとか、ローバンガル人がやはりタイから乾燥大麻六・二キロを荷物に隠匿をいたしまして密輸したケースでありますとか、コロンビア人がコロンビアからコカイン一・一キロを飲み込んで密輸したケース等がございます。また現在、不法滞在等のイラン人が国を各地で各種の薬物を密売しているのでありますけれども、これらのイラン人が国際宅急便等で薬物を密輸入するというケースも多発しておりますとござります。

対策でござりますけれども、このよぶな状況を踏まえまして、警察といふことはしては、まず国内

におきましては監視体制及び情報交換の強化を図るために、入管・税関・海上保安庁等をメンバーとしました地域レベルの水際対策連絡協議会というようなものを協力して開催するということをいたしております。関係機関との連携を図っているところでございます。

要でございまして、この点では関係各國の取り締まり機関との協力をさらに一層強化していくとともに、うことが大変重要でございまして、捜査官を派遣するとか、ICPOのルートを使って情報交換をさらに活発化させるとか、協力体制の一層の強化

に努めておるところでござります。  
○上田(勇)委員 特にこの問題、厚生省さんのデータなども見せていただきまして、私は本当に非常に深刻に考えるのは、中学生、高校生の中でこういう薬物がかなり広く行き渡つてゐる、急速に広まつてゐるということが明らかになつてきて

いるわけであります。  
そういう意味で、ぜひとも国内に持ち込まれないよう、水際での対策というのは非常に重要なになつてまいります。法務省また警察、海上保安庁、それに厚生省と、いろいろの広い行政省庁にわたる課題ではあると思いますけれども、連携よ

く協力しまして、この問題は本当に、国内の治安の維持という意味で今非常に重要な課題になつてきていると思いますので、ぜひとも銳意努力をしていただきたいというふうに思うわけであります。

次に、ちょっと話が変わるのはですが、先ほど北村先生の方からも言及があつたのですけれども、難民の認定についてお伺いしたいというふうに思っています。

我が国での難民の認定というのは、毎年数十人から数百人の認定の申請があるのに対しまして、九〇年代に入つてからは、認定される難民はわずかに一名か二名にとどまっているわけでありま

す。

聞くところによりますと、カナダとかイギリスでは年間数千人以上あるいは一万人以上の難民が認定されているというふうに聞いております。もちろん、国際社会における立場であるとか国内の事情とか、いろいろと違う点も多いことはわかりますけれども、それをもつてしてもやはり認定される人數というのが非常に少ないし、また申請者数に対する認定の比率というのも非常に低いといふふうに思われます。

また、先ほどもちょっと質疑の中で言及がありました。が、認定されない人の中には、国連の難民高等弁務官事務所が、本国に帰れば迫害されるおそれがあるというようなことを認めて、違う国、第三国へ出国させているケースもあるといふうに聞いております。

府、我が國は、もちろんこの条約に違反しているどうもこうした実態を見てみますと、日本政府、いかにもこうした結論をつけるのは拙速かもしれません。が、この難民条約の締約国といたしまして、趣旨を十分尊重していない、また、こうした本当に困っている難民の方に非人道的な対応をしているのではないかという批判も多いわけでありますけれども、その辺につきまして、ぜひ大臣からお考へを伺いたいというふうに思います。

○下福葉国務大臣 先ほども北村委員からその辺の御指摘があつたわけでございますが、委員御指摘のように、外国の例を見てみますと、一九九六年の数字でも、ドイツなどは、十五万人の申請がございまして二万四千人ぐらい条約難民として受け入れているような状態もございます。しかし、少ないところは、アイルランドでは千百七十九名申請いたしまして二人しか認定していない。これは、難民とのかかわりに関する歴史的な経緯だから、あるいは地理的な問題等々いろいろあります。思う点もないわけではないと思います。

さはさりながら、先ほど来のお話にございましたように、五十七年に我が国について難民条約反対する人が数多くいました。が、これが非常に少ないので、これが非常に多いといふふうに思われます。

び同議定書が発効して以来、今日まで來ているわ

けでござります。御指摘のような数字で、ここ数年認定されたのは一人というふうなことでござりますが、いろいろ検討いたしまして、先ほどお話をございましたように、少なくとも未処理の件数十二名未処理の方が残つておられるというふうなことです。

そういうふうな状態が残つておるし、片やオーバーステイとかいうふうな、なかなか矛盾したおかしな話があるわけでござりますから、そういう予算の審議等々で二十二名の増員を認めていただきたいこと等々で私ども強化に努めておるわけでございますが、できるだけ速やかにこの認定の仕事局長初め幹部に話しております。

この問題について、いろいろ細かい問題はござりますけれども、方向としてはそんな形で対処してまいりたい、このように思います。

○上田(勇)委員 先ほど集団密航のお話についてもちょっと伺つたのですが、あわせて考えてみると、いろいろ密航の方の取り締まりには御努力がされています。

○下福葉国務大臣 お話しのよう、オーバース

ティで不法入国している人は二十八万人ぐらいでございますし、私は、これはひとつ厳格に、法を厳正に適用してやるべきだと思います。

○上田(勇)委員 お話しのよう、オーバース

ティで不法入国している人は二十八万人ぐらいでございますし、私は、これはひとつ厳格に、法を厳正に適用してやるべきだと思います。

それから、難民認定で今申し上げました数字の実態は、いろいろ調査なりあるいは国際的な等々もあつてなかなか認定が難しい人の数字というものがそういうふうになつていてるわけでございま

す。

しかし、これはやはり今お話しのとおりに、お

一人お一人の人权にかかることがあります。

し、生活にもかかわることでござります。

だから、そういうふうな日線で早急にその問題につい

て、お一人お一人審査させていただきまして、結

論を出させていただきたいというふうなことで努

めでまいります。

○上田(勇)委員 難民の認定の手続につきまし

て、先ほど北村委員の方から非常に細かく詳しい質疑がありましたので省略させていただきます

が、一つだけ。

北村委員も話されましたけれども、難民の認定

を仮に受けられた場合でも、その後日本の国内で

安定して生活するというのには非常に困難な状況が

あるのだ。インドシナからの難民に対しまして

一定の措置がいろいろ講じられてきましたけれ

ども、この条約難民についてはほとんど公的な支

援というのが受けられない現状だというふうに聞

いております。

もちろん、先ほどの答弁の中でも、これは法務

変わっているのではないのかなというのが率直な感じであります。

その意味で、一方では取り締まりを強化し、一方ではもっと緩くしろというような、何かちょっと矛盾した言い方かもしれませんけれども、どうも法務省のその辺の考え方も、今日の社会の現実と法解釈、法運用の問題がちょっとと乖離してしまってはいるのではないかというよう

な感じを持っていてるということを申し上げたいと思います。

○下福葉国務大臣 お話しのよう、オーバー

スティで不法入国している人は二十八万人ぐらいでござりますし、私は、これはひとつ厳格に、法を

厳正に適用してやるべきだと思います。

それから、難民認定で今申し上げました数字の

実態は、いろいろ調査なりあるいは国際的な等々

もあつてなかなか認定が難しい人の数字というも

のがそういうふうになつていてるわけでございま

す。

しかもそれは、せっかくそこまでいつても後はほつ

たらかしというのは、ちょっと余りにも政府とし

て無責任なような感じがいたします。

これは法務省だけ対応できることではないと

思いますが、認定するのは法務省が窓口になつて

やるわけでござりますので、その辺、法務省とし

てぜひ他省庁と協力していただきまして、適切な

支援措置がとられるように配慮していただきたい

と思いますが、いかがでしょうか。

○竹中政府委員 先ほども申しましたように、法

務省だけに限られることになつていいわけでござりますけれども、各省の御協力も得ながら、で

きることはやつていいかと思います。

○上田(勇)委員 この難民の問題につきまして、

どうも日本は国際社会から見ると非人道的とい

うのではあるが、余りにも冷た過ぎるのはないか

といふ評価がやはりあるのではないかといふう

に思います。これから国際社会の中で我が国とし

ても積極的な役割を果たしていくという意味で

のでしょか、余りにも冷た過ぎるのはないか

といふふうに感じますし、実際にこれだけ国際化され

てきて、もう国内でも、これは合法、非合法は別

ども、この条約難民についてはほとんど公的な支

援というのが受けられない現状だといふうに聞

いております。

省だけの問題ではなくて他省庁いろいろなところにまたがるのだ。教育の問題であれば文部省だ

し、社会福祉の問題であれば厚生省なのでしょ

う。仕事の問題は労働省といふようなことなのかな

も、それませんが、ただ、私の率直な感じといたし

まして、先ほど、難民の認定というのは毎年一人

か二人なわけでありますから、一人か二人しか認

定しないわけですから、その認定した人に対する

は、もっと手厚い支援があつてもいいのではないか

のかなと。わずか一人か二人しか認定しない、し

かもそれは、せっかくそこまでいつても後はほつ

たらかしというのは、ちょっと余りにも政府とし

て無責任なような感じがいたします。

これは法務省だけ対応できることではないと

思いますが、認定するのは法務省が窓口になつて

やるわけでござりますので、その辺、法務省とし

てぜひ他省庁と協力していただきまして、適切な

支援措置がとられるように配慮していただきたい

と思いますが、いかがでしょうか。

○竹中政府委員 先ほども申しましたように、法

務省だけに限られることになつていいわけでござりますけれども、各省の御協力も得ながら、で

きることはやつていいかと思います。

○上田(勇)委員 この難民の問題につきまして、

どうも日本は国際社会から見ると非人道的とい

うのではあるが、余りにも冷た過ぎるのはないか

といふふうに感じますし、実際にこれだけ国際化され

てきて、もう国内でも、これは合法、非合法は別

ども、この条約難民についてはほとんど公的な支

援というのが受けられない現状だといふうに聞

いております。

省だけの問題ではなくて他省庁いろいろなところにまたがるのだ。教育の問題であれば文部省だ

し、社会福祉の問題であれば厚生省なのでしょ

う。仕事の問題は労働省といふようなことなのかな

も、それませんが、ただ、私の率直な感じといたし

まして、先ほど、難民の認定というのは毎年一人

か二人なわけでありますから、一人か二人しか認

定しないわけですから、その認定した人に対する

は、もっと手厚い支援があつてもいいのではないか

のかなと。わずか一人か二人しか認定しない、し

かもそれは、せっかくそこまでいつても後はほつ

たらかしというのは、ちょっと余りにも政府とし

て無責任なような感じがいたします。

これは法務省だけ対応できることではないと

思いますが、認定するのは法務省が窓口になつて

やるわけでござりますので、その辺、法務省とし

てぜひ他省庁と協力していただきまして、適切な

支援措置がとられるように配慮していただきたい

と思いますが、いかがでしょうか。

○竹中政府委員 先ほども申しましたように、法

務省だけに限られることになつていいわけでござりますけれども、各省の御協力も得ながら、で

きることはやつていいかと思います。

○上田(勇)委員 この難民の問題につきまして、

どうも日本は国際社会から見ると非人道的とい

うのではあるが、余りにも冷た過ぎるのはないか

といふふうに感じますし、実際にこれだけ国際化され

てきて、もう国内でも、これは合法、非合法は別

ども、この条約難民についてはほとんど公的な支

援というのが受けられない現状だといふうに聞

いております。

省だけの問題ではなくて他省庁いろいろなところにまたがるのだ。教育の問題であれば文部省だ

し、社会福祉の問題であれば厚生省なのでしょ

う。仕事の問題は労働省といふようなことなのかな

も、それませんが、ただ、私の率直な感じといたし

まして、先ほど、難民の認定というのは毎年一人

か二人なわけでありますから、一人か二人しか認

定しないわけですから、その認定した人に対する

は、もっと手厚い支援があつてもいいのではないか

のかなと。わずか一人か二人しか認定しない、し

かもそれは、せっかくそこまでいつても後はほつ

たらかしというのは、ちょっと余りにも政府とし

て無責任なような感じがいたします。

これは法務省だけ対応できることではないと

思いますが、認定するのは法務省が窓口になつて

やるわけでござりますので、その辺、法務省とし

てぜひ他省庁と協力していただきまして、適切な

支援措置がとられるように配慮していただきたい

と思いますが、いかがでしょうか。

○竹中政府委員 先ほども申しましたように、法

務省だけに限られることになつていいわけでござりますけれども、各省の御協力も得ながら、で

きることはやつていいかと思います。

○上田(勇)委員 この難民の問題につきまして、

どうも日本は国際社会から見ると非人道的とい

うのではあるが、余りにも冷た過ぎるのはないか

といふふうに感じますし、実際にこれだけ国際化され

てきて、もう国内でも、これは合法、非合法は別

ども、この条約難民についてはほとんど公的な支

援というのが受けられない現状だといふうに聞

いております。

省だけの問題ではなくて他省庁いろいろなところにまたがるのだ。教育の問題であれば文部省だ

し、社会福祉の問題であれば厚生省なのでしょ

う。仕事の問題は労働省といふようなことなのかな

も、それませんが、ただ、私の率直な感じといたし

まして、先ほど、難民の認定というのは毎年一人

か二人なわけでありますから、一人か二人しか認

定しないわけですから、その認定した人に対する

は、もっと手厚い支援があつてもいいのではないか

のかなと。わずか一人か二人しか認定しない、し

かもそれは、せっかくそこまでいつても後はほつ

たらかしというのは、ちょっと余りにも政府とし

て無責任なような感じがいたします。

これは法務省だけ対応できることではないと

思いますが、認定するのは法務省が窓口になつて

やるわけでござりますので、その辺、法務省とし

てぜひ他省庁と協力していただきまして、適切な

支援措置がとられるように配慮していただきたい

と思いますが、いかがでしょうか。

○竹中政府委員 先ほども申しましたように、法

務省だけに限られることになつていいわけでござりますけれども、各省の御協力も得ながら、で

きることはやつていいかと思います。

○上田(勇)委員 この難民の問題につきまして、

どうも日本は国際社会から見ると非人道的とい

うのではあるが、余りにも冷た過ぎるのはないか

といふふうに感じますし、実際にこれだけ国際化され

てきて、もう国内でも、これは合法、非合法は別

ども、この条約難民についてはほとんど公的な支

援というのが受けられない現状だといふうに聞

いております。

省だけの問題ではなくて他省庁いろいろなところにまたがるのだ。教育の問題であれば文部省だ

し、社会福祉の問題であれば厚生省なのでしょ

う。仕事の問題は労働省といふようなことなのかな

も、それませんが、ただ、私の率直な感じといたし

まして、先ほど、難民の認定というのは毎年一人

か二人なわけでありますから、一人か二人しか認

定しないわけですから、その認定した人に対する

は、もっと手厚い支援があつてもいいのではないか

のかなと。わずか一人か二人しか認定しない、し

かもそれは、せっかくそこまでいつても後はほつ

たらかしというのは、ちょっと余りにも政府とし

て無責任なような感じがいたします。

これは法務省だけ対応できることではないと

思いますが、認定のは法務省が窓口になつて

やるわけでござりますので、その辺、法務省とし

てぜひ他省庁と協力していただきまして、適切な

支援措置がとられるように配慮していただきたい

と思いますが、いかがでしょうか。

○竹中政府委員 先ほども申しましたように、法

務省だけに限られることになつていいわけでござりますけれども、各省の御協力も得ながら、で

きることはやつていいかと思います。

○上田(勇)委員 この難民の問題につきまして、

どうも日本は国際社会から見ると非人道的とい

うのではあるが、余りにも冷た過ぎるのはないか

といふふうに感じますし、実際にこれだけ国際化され

てきて、もう国内でも、これは合法、非合法は別

ども、この条約難民についてはほとんど公的な支

いうのはもつと歐米諸国にも見習う点があるのでないかというふうに思うわけでありまして、せひとももう少し前向きな対応をこれからお願ひしたいということを要望したいといふに思いました。

最後に、本件とは直接は関係ないのでありますけれども、実は、成年後見制度について若干お伺いしたいというふうに思います。

現在は、禁治産あるいは準禁治産の制度及びそれに基づきます後見、保佐といった制度というのが、かなり長いこと、民法制定以来、基本的な事項については余り大きな変更が加えられることなく制度があるのでけれども、どうも現在の社会では必ずしも十分に機能しない制度になってしまっているのではないかというふうに思います。

このことは、いろいろ法務省の中でもそういう御意見があるというふうに伺っておりますし、法律審でもそういうような議論が始まっているというふうに伺っております。特に今の禁治産、準禁治産の制度を見てみますと、これはやはり一律に行方能力というのですか、それをかなり広く制限してしまうために、日常生活に必要な法律行為、それに対する判断まで制限がされてしまう点であるとか、今、この禁治産という言葉が何か必要以上に制限色の強いような用語になつていいというようなことであるとか、今戸籍に記載するものですから、どうしても社会的な偏見があつて難しい。

もう一つは、今いろいろな介護施設などで、実際に、入つていらつしやる高齢者の方々の財産を保護するという意味で、介護施設の責任者に申し立て権がないといふようななこともいろいろな関係者からは伺つて、そういう指摘があるというのを伺つております。

これから特に高齢化社会が進展していくということを考えると、どうも今のこの禁治産、準禁治産制度というのは、高齢者の方々が、本当はそういう制度がある程度必要なに実は使いにくい制度、実際は使い得ない制度になつてゐるのではないか

いかというふうに思います。そういう意味で、この制度の見直し、充実というのが今必要なわけではありません。

もちろんこれは個人の権利、権限を制限すること

でありますので、それは非常に慎重な議論が必要であります。

導入する際には、できる限り利用される人、いわゆる高齢者の方などの場合は、あらゆることにつけて判断能力が完全ではないにしても、通常のことは普通に判断できるというようなケースが多いわけでありまして、そこでは基本的には自己決定というのを最大限に尊重する。それが、今言われておりますノーマライゼーションがやはり基本上であります。

なると思いますので、そういう観点が必要である

というふうに思うわけであります。私は、この間、ちょっと法務省の方から伺いました

たら、平成七年ごろから検討が進められまして、ちょうど昨年の九月に、これは成年後見問題研究会、法務審の中の部会の中に設置されている研究会だというふうに伺いましたけれども、報告書が

出されました。

基本的には、これからこうした検討を進めて、民法の改正につながつていくものになるのかといふふうに思いますが、今の審議の状況、それから今後の方針、それからスケジュール、あるいはどういう制度にしていくのか、そういうふた基本的なお考えがあれば、ひとつお聞かせいただければ

す。

まず、それとほぼ時期を同じくいたしまして、今度は法務審議会の民法部会のもとに成年後見小委員会を設置していただきまして、そこで昨年の十月以降審議を重ねてきたところでございますが、これは何分にも国民の多くの方々に影響を及ぼす制度の改変でございますので、国民の方々の意見を広く聞くべきではないかという意見になりました。

まして、本年の四月十四日に、この小委員会において現時点まで検討した結果を取りまとめた要綱試案というものを民法部会の方で御丁寧にまとめて、これを関係各界にお配りしまして意見を求めているというのが現在までの状況でございま

す。

ここの中では、現時点までの研究の成果といたしまして、改正の方向を明らかにできるものは明らかにする、また、こういう制度はどうかといった提案のものにつきましては、その旨を明らかにするという形で整理してございまして、今委員が御指摘になりました戸籍の問題でありますとか、日常生活の不便がこないかといったような問題、あるいは成年後見に付する場合の申し立て権者の問題、いろいろな各種の問題をこの中で取り扱つておられます。

今後の予定でございますが、今後は、関係各界

考え方の台頭という部分もございます。それから、委員御指摘になりました自己決定権のできる限りの尊重の理念というようなものもございます。

こういった観点から、現在のまでの成年後見制度では不十分ではないかというところから、私ども、これは法務審議会とは別に、法務省民事局内に研究会をつくりまして、平成七年七月以降約二年間にわたって、諸外国の制度、あるいは福祉関係者らの意見といったものを聽取るという形で研究会を進めてまいりました。昨年の九月にこ

れの一応の検討の取りまとめといたことをいたしました、報告書として公開したところです。

また、それとほぼ時期を同じくいたしまして、私は、介護施設を運営されている方から、日常的に別にそんなに判断能力が落ちているといふふうなことはなくとも、いざそういう何か取引の契約とかになったときには、やはりどうしてどちらに記憶力が落ちていたり、若干判断があいまいになっていて、やはり年とともにそういう方もおらなつている、やはり年とともにそういう方もおられて、高齢者が持つてゐる財産が不当に損なわれているというような話もありまして、そういう場合に、一切高齢者的人に判断をさせないということではなくて、かわつて適切な助言や、部分的にかわつて判断できるような、例えば弁護士さんでありますとか、法的にも知識のある方がそういう代行をできることが、実は高齢者の方々の権利を守つていくという意味でも重要なのだというお話を伺いました。

もう一方で、やはり高齢者の方々から、実はいろいろとそういう必要性を感じるもの、今の制度でいつてしまうと、全く通常の仕事もできなくなるし、何か全部逆に巻き上げられてしまうみたいになります。何か全部逆に巻き上げられてしまふみたいな感じがするというようなこともあります。そういう意味で、来年の通常国会ということでありますか、それまで本当に、一方で高齢者の方々のちゃんとした権利が守られるもので、なおかつ有効に使えるような制度になるように、ぜひ御検討いただければというふうに思います。ひとつその辺、法務省の方にもよろしくお願いしたいと思います。

それで、時間がちょっと早いですけれども、予定していた質疑が終わりましたので、これで終わらせいただきります。

○上田(勇)委員 この成年後見の話については、これまで本當に、一方で高齢者の方々のちゃんとした権利が守られるもので、なおかつ有効に使えるような制度になるように、ぜひ御検討いただければというふうに思います。ひとつその辺、法務省の方にもよろしくお願いしたいと思います。

それで、時間がちょっと早いですけれども、予定していた質疑が終わりましたので、これで終わらせいただきります。

○笹川委員長 次回は、来る二十八日火曜日午前八時五十分理事会、午前九時委員会を開会するこ

ととし、本日は、これにて散会いたします。

出入国管理及び難民認定法の一部を改正する  
法律案

出入国管理及び難民認定法の一部を改正する  
法律  
第三百十九号)の一部を次のように改正する。  
目次中「第六十九条」を「第六十九条の二」に改め  
る。

第二条第五号を次のように改める。

五 旅券 次に掲げる文書をいう。

イ 日本国政府、日本国政府の承認した外国  
政府又は権限のある国際機関の発行した旅  
券又は難民旅行証明書その他該旅券に代  
わる証明書(日本国領事官等の発行した渡  
航証明書を含む。)

口 政令で定める地域の権限のある機関の發  
行したイに掲げる文書に相当する文書  
第八章中第六十九条の次に次の二条を加える。  
(経過措置)

第六十九条の二 出入国管理及び難民認定法の規  
定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合に  
おいては、その命令で、その制定又は改廃に伴  
い合理的に必要と判断される範囲内において、  
所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含  
む。)を定めることができる。

附 則  
この法律は、公布の日から起算して一月を経過  
した日から施行する。

理 由

外国人の出入国の状況にかんがみ、旅券として  
取り扱う文書の範囲を拡大する必要がある。これ  
が、この法律案を提出する理由である。

平成十年五月十一日印刷

平成十年五月十二日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

D